

令和2年第2回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年2月26日（水） 午後1時15分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	篠原 玲子
教育委員	綾 康典	教育委員	青地 弘子
教育委員	賀川 昌明	教育部長	北村 良子
こども未来部長	三上 俊昭	理事(生涯学習・歴史文化振興担当)	田井中弥一郎
次長	大辻 利幸	管理監(学校教育担当)	三輪 光彦
管理監(幼児担当)	坂田 耕	管理監(幼児施設担当)	野田 久雄
教育総務課長	中西 美智代	学校施設課長	西堀 泰司
教育審議員	安藤 宜保	学校教育課参事	谷村 昌則
生涯学習課長	小杉 一子	スポーツ課長	中村 達夫
歴史文化振興課長	荒巻 新吾	歴史文化振興課博物館担当課長	西 邦和
教育研究所	國領 順子	学校給食センター所長	河合 菊男
永源寺図書館長	山梶 瑞穂	幼児課参事	坂田 紀代子
教育総務課教育総務係長	吉村 孝文	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上26名

開会

教育長

皆さんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和2年第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第1回定例会」の議事録を、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、「第1回定例会」の議事録は承認いただきましたので、後ほど、「青地委員」と「賀川委員」に署名をお願いいたします。
なお、今回の第2回定例会の会議録署名委員は、「篠原委員」と「綾委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。
それでは、次第に従いまして、「1 報告」に移ります。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。
まず、前回第1回定例会につきましては、私がインフルエンザに罹患し欠席させていただきました。篠原職務代理者をはじめ皆様には大変、御迷惑をおかけ致しました。申し訳ございませんでした。

その際には、特にスポーツ課、歴史文化振興課の市長部局移管につきまして貴重な御意見をいただきとのことでした。ありがとうございました。いただいた御意見につきましては今日配付させていただいております「条例案意見徴収について」の資料の最後に市長宛に意見徴収の報告という文書を添付しておりますので御覧いただきたいと思います。

また、その付記事項として「社会教育の政治的中立性、継続性、安定性、地域住民の意向、学校教育との連携等に留意し教育委員会との情報共有及び十分な連携を図ること」といった付記を加えまして、異議無しと報告をさせていただきましたので御了承ください。

それ以降では、「市長と話そう中学生サミット」や山上小学校、聖徳中学校への学校訪問、総合教育会議、そして昨日の教育研究奨励事業研究表彰式などに御出席いただき大変ありがとうございました。

「市長と話そう中学生サミット」では、スマホやSNSトラブルを生まないための「啓発チラシ」の作成やいじめ防止のための「STOPいじめCM」への取組を御覧いただきました。また、学校訪問では各教室での様子に加え、通級指導教室での取組や課題についても意見交換をしていただいたところです。

さらに総合教育会議では、市内の小中学校が抱える生徒指導上の課題と対応について、市長や副市長を交え、意見交換を行いました。データから見える市内の状況では「暴力行為」「いじめの認知件数」「不登校児童生徒数」について分析いただきました。また、今年度の具体的事案では、実際に起こっている校内トラブルを紹介する中で、解決が大変難しく、苦慮している実態も知っていただいたところです。そして、解決に向けた取組を学校の組織として対応していく、あるいは生徒が主体となる取組、関係機関との連携の中で取り組んでいると説明をしました。皆さんからも多くの御意見をいただきましたし、市長、副市長からも思いを述べていただくことができ、今後も引き続き、この課題解決に向けた取組に繋げていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

東近江市議会3月定例会が開会されました。新年度予算案をはじめ多くの議案を提出しております。予算の概要につきましては後ほど説明申し上げます。

その中で、篠原玲子委員を引き続き教育委員会委員に任命することについての議案が提出され、市議会の同意が得られましたので御報告申し上げます。篠原委員におかれましては、引き続きお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

また、皆様も新聞報道等で御承知いただいているかと思いますが、賀川昌明委員におかれましては、3月31日をもってびわこ学院大学の学長を任期満了により退任されることになりました。地方の私立大学の学長ということで、少子化の波が押し寄せる中、大変、御苦労も多かったのではないかとお察し申し上げます。本当にお疲れさまでした。それに伴い、教育委員も退任いただくこととなっておりますのでこの場をお借りして紹介をさせていただきます。なお、御挨拶につきましては、次回の教育委員会でもお願いしたいと思っております。

そして、いよいよ今年度も残すところ1箇月となりました。子どもたちにとっては、進学や進級を控えた大切な時期ではあるのですが、日本をはじめ世界中が新型コロナウイルスの猛威にさらされています。

昨日、政府の対応方針が示され、それを受け、スポーツ界もサッカーの試合が延期を決定し、野球、ラグビー、相撲等についても本日決定すると報道されています。また、音楽系ライブでも米津玄師のコンサートが中止になるなどいくつかの動きが出てきております。

今の段階では、ここ2週間程度の延期や中止ではないかという報道ですが、その後の動向に不透明な部分もありますので、引き続き注視していきたいと思っています。

また、この3連休の間に、その猛威は学校現場に一気に押し寄せてきた感があり、教育委員会からも、昨日その留意事項について、各学校長に通知をさせていただいたところです。

日常の対応としましては、手洗い、うがい等々、あるいは毎朝の健康観察、37.5℃以上の熱がある時は欠席を促すということですが、特に心配しておりますのは、卒業式等、集団で人が集まる機会への対応です。今の段階での判断としましては、卒業式等の式典であっても、一定の対応をしながら開催をしていきたいと考えています。その対応については、政府の話しておりますような消毒やマスクの着用ということになります。そして、体調が悪い者については欠席していただくことを徹底していきます。

出席停止、臨時休業の判断については、基本的には東近江市では児童、生徒が罹患した時には勿論ですが、同居者に感染が認められた時でも出席停止とすると判断をさせていただいています。また、学校の設置者に対し、県の方から休校の要請がくる場合もありますが、それ以外でも東近江市単独の判断で臨時休校にする場合もあると通知をさせていただいたところです。

今までは、子どもたちが感染することはないと言われていましたが、単なるフェイク情報ということで、学校に通う子どもたち、未就学の児童が相次いで罹患し、学校の教員や給食の配膳員、スクールバスの運転手といった学校現場にいて、子どもたちにとっても近くで働く人たちの感染も相次ぎ、北海道では、学校が休校に追い込まれています。今日のニュースを見ておきますと、北海道全体で私立も含めて全校を休校にするということです。ただ、最終的には市町村の判断に委ねられるようです。

また、萩生田文部科学大臣は、同じ市町村の学校で感染が拡大した場合、感染者がいない学校も休校の検討を要請する方針を明らかにしたとのことで、本市のような広大なエリアを有する市町の場合どのように対応していくのか、これも教育委員会の判断ということになるかと思っております。

学校行事では、卒業式や入学式といった多くの保護者に参加いただく中で実施するイベントが迫っており、大変心配しているところです。加えて、4月には中学校の修学旅行、5月には小学校の修学旅行が計画されており、日程や場所を変更する可能性があることから、その検討も行っていただくよう指示もさせていただきました。

日常での手洗い、うがいをはじめとした感染防止対策等の徹底で拡散を食い止めなくてはならないと強く思っているところです。

一方、本市においてもこの新型コロナウイルスに対する心配から、中国からの帰国子女の受入れに必要以上の反応を示されて、子どもを学校、園に通わせることを控える保護者がおられます。正確な情報で適切な判断が必要です。また、そのようなときに心配になるのが、あらぬ偏見やいじめに繋がるような風評です。教育委員会としてもこのようなことにもしっかりと対応していかななくてはならないと考えております。

最後に、もう一点、児童成長支援室が4月から八日市図書館の隣、旧八日市保健センターの建物2階に移ります。現建物の老朽化、耐震不足と手狭なことを解消するための措置でございます。少し離れてしまい、不便をきたすことがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

教育長

以上、私からの報告とさせていただきます。では、次に教育部長から報告をお願いします。

みなさん、こんにちは。

今の教育長の御挨拶のとおり、皆様には中学生の生徒会交流会、学校訪問、総合教育会議、昨日の表彰式と忙しいひと月をお過ごしいただくことになりましたが、どうもありがとうございました。

教育部長

私からは、2月22日（土）に、八日市文化芸術会館において寄贈されたピアノのお披露目の式典を行いましたので報告させていただきます。

この度、湖南省市にお住まいの杉江正美様から市民の皆様の文化芸術活動に活用いただきたい、また、子どもたちにピアノで遊んでほしいという思いの中で、グランドピアノを御寄贈いただきました。このピアノは今後も八日市文化芸術会館のロビーに置きますことから、今後一層、八日市文化芸術会館が市民に親しまれる文化芸術の拠点となりますよう期待するところです。当日は、子どもたちのリレー演奏や、ソプラノ歌手の林郁子さんによるロビーコンサートが開かれ、大変、和やかな楽しい時間を過ごさせていただきました。

本日は、「永源寺相谷町在住児童の通学バス利用について」、「文化財保護審議会への諮問について」、「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についての市議会からの意見徴収について」を御協議いただくことになっています。どうぞよろしくお願い致します。

教育長

はい。ありがとうございます。続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

こども未来部長

皆さん、こんにちは。こども未来部から報告をさせていただきます。

新聞等で連日報道されています新型コロナウイルスは、全世界で死者数が2690人を超え、患者数も7万9千人以上となり、毎日毎日感染者数が増加しており、滋賀県内では感染者がいらないとはいえ、安心してはられない状況と思っています。

ただいま、教育長のお話にもありましたように中国からの帰国者が東近江市内におられる情報などが幼児施設を通じて入ってきており、詳しく情報収集をしているところですが、その対応については、厚生労働省からの通達を受けて、滋賀県健康医療福祉部から感染症の対応と中国から帰国した児童生徒等への対応の指示が来ていますので、各園に周知を行っているところです。

こうした中で、中国上海から一時帰国をした園児を、市内の認定こども園に受け入れてもらいたいとの相談があり、帰国後、2週間以上経過し、園児は健康状態も良好であることから、2月17日（月）から受け入れています。

受入れに当たっては正しい情報を伝えるために、園の保護者に受入れについての通知をさせていただきました。数名の保護者から心配される電話もありましたが、文科省や厚労省からの指示内容を十分順守したものであることの説明を行い御理解いただいたところです。本日で、対象児は帰国して約1箇月が経過しましたが、健康状態も良好です。

確かに、毎日、感染者や死者が増加すること、市民の反応も強く、感染に対する不安が大きくなっていくのは当然のことと感ずるところです。こうしたことから、幼児施設では手洗い、うがいの励行を心がけてその対応をしているところですが、家庭においてもマスクが売り切れる状況もあり、うがい、手洗いを徹底していただいていることもあってか、今年のインフルエンザによる学級閉鎖がことのほか少なく、昨年の半数程度となっている状況です。

こども未来部長

今後も、こうした情報に注視していく必要があると思っております。

また、これからは、卒園式、修了式が行われますので、新型コロナウイルス感染症対応について、保護者へ感染症対策に努めていただくよう文書を発送する予定です。

2月6日には、中野むくのき幼稚園の園歌、園章の御披露目会を行いました。お手元の資料（福祉教育こども常任委員会協議会の最終ページ）に園章と園歌がわかる資料をお付けしております。園章は埼玉県の木野田博彦さん、園歌の作詞は高島市の松井乾^{けん}さん、作曲は埼玉県の今めぐみ^{こん}さんを選定させていただいています。

近年、ホームページからの募集をしていることから、全国から応募してくださり、大変良い作品であると選定委員会の評価もいただいています。園歌の松井さんと今さんは、御披露目会に来ていただき、園児が歌う中野むくのき幼稚園の園歌を生で聞いていただくことができ、大変良かったと思っております。

また、今年度は統廃合等によって、永源寺と市原の幼稚園、もみじ保育園、能登川ひばり保育園が閉園となります。教育委員の皆さんにも、卒園式や修了式に来賓として御出席いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、御意見、御質問があればお出しください。

賀川委員

昨日、本学に卒業式のことで文科省の方から式典の詳細な内容について指示がありました。例えば、会場の設営について、できるだけ間隔を取る、保護者の方はできれば参加を控えていただく、可能であれば祝辞は御遠慮いただくことなど細かく書かれていました。これは本学園に届いた文書で、大学生と子どもとでは事情が異なるかもしれませんが、小中学校の卒業式は従来通り行うということによろしいでしょうか。

教育長

この通知文書は、その通達が出る前に作成したものです。先週末に作成して、昨日の早朝に通知したものですから、昨日出た通達を受けての判断は含まれていません。ですから、これについては、また、状況を見ながら判断していきたいと考えています。まだまだ状況は流動的だと思いますので、今後、必要に応じて通知を出していきたいと思っております。

ちなみに、今日現在までに、市内のイベントの中止の連絡は、多々いただいております。

この1～2週間が山だと言われていますが、それで収まってくれればよいのですが、果たして2週間過ぎてすぐに再開できるのかは不透明な状況です。

今のところ、幸いにも滋賀県内での発生は無いので、まだこのような対応で済んでいるのかなと思っているところです。

では、続きまして、「2 議案」に移ります。「議案第2号 東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。

学校給食センター所長

東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、令和2年4月から「東近江市立市原幼稚園」及び「東近江市立永源寺幼稚園」並びに「もみじ保育園」を移転統合し認定こども園「東近江市立永源寺もみじ幼稚園」に、「能登川第二幼稚園」が認定こども園「能登川にじいろ幼稚園」となることから、各給食センターの受配校園を定めている

<p>学校給食センター所長</p>	<p>条例施行規則を改正するものです。施行日は令和2年4月1日です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の説明につきまして御意見、御質問があればお出しください。よろしいでしょうか。それでは、議案第2号について御承認いただくということによろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>では、「議案第2号 東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案通り承認といたします。</p> <p>次に、「議案第3号 東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の制定について」、担当課から説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課参事</p>	<p>「議案第3号 東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の制定について」審議をお願いします。</p> <p>本市では、部活動指導員配置授業を平成30年度から国、県の補助金の事業として実施しています。来年度から会計年度任用になることから、その趣旨、設置、身分、任用、職務などに関して要綱などを設定することが望ましいと考え、今回、制定したいと考えております。</p> <p>要綱を御覧ください。まず、(趣旨)についてですが、第1条 この要綱は、部活動指導員(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。)の設置、身分、任用、職務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 東近江市立小・中学校条例(平成17年東近江市条例第99号)別表第2に規定する中学校に部活動指導員を置く。</p> <p>(身分) 第3条 部活動指導員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。</p> <p>(任用) 第4条 部活動指導員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その職務を行うために必要な見識を有するものうちから任用する。</p> <p>(1) 教育職員免許法 第4条第1項に規定する普通免許状を有すること。</p> <p>(2) 公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規定第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者と位置付けております。</p> <p>第5条は部活動指導員の職務としており(1)～(10)までそれぞれの職務が掲げられております。</p> <p>(勤務時間等) 第6条 部活動指導員の勤務日、勤務時間及び勤務日数は、東近江市部活動ガイドラインにのっとり、各部活動で策定した活動計画に基づき、校長が別に定める。その他、報酬、服務、研修、解任等について今回定めましたので、どうぞ、よろしく願い致します。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい。説明は終わりました。これについては、確か、週何時間といった縛りがありましたよね。その部分の説明をお願いします。</p>

学校教育課参事	<p>1日2時間、週3日、1年間で35週という縛りがある中で来ていただいています。</p> <p>このガイドラインについては、もし変更が必要となれば、改めて検討することになりますが、基本的にはこの方向でいきたいと考えております。</p>
教育長	<p>国、県の枠で雇用すると、今説明したとおりです。現実的に枠としては非常に狭く、この時間で来ていただける方となると、現在は教員OBの方一人をお願いしていますが、これより多くの時間お願いしようと思っても現実的には難しいということをお聞きしたいと思っております。その他、御意見等ございましたらお願いします。</p>
綾委員	<p>一点だけ伺います。この部活指導員の方が、今のガイドラインの通り週3日、1日2時間来ていただくということになると、土日の大会とかには一切関われないということでしょうか。それとも、あくまでそれは学校内だけのことなのでしょうか。</p>
学校教育課参事	<p>ガイドラインでは、土曜日か日曜日の1日は部活動に出てもらうことは可能ですので、大会への引率していただけます。</p>
綾委員	<p>しかし、その場合、2時間という訳にはいきませんよね。</p>
学校教育課参事	<p>そうです。</p>
綾委員	<p>そのあたりは、明文化されていないということですね。</p>
学校教育課参事	<p>はい。</p>
賀川委員	<p>この内容を拝見すると、今まで全く無報酬でやっていた頃と比べると、少し進歩したのかなとは思いますが、逆にそうなったために責任や業務が広がったように思います。これまで教員の重荷になってきた仕事を引き受けていただいているわけですが、果たして1日2時間、週3日でこれだけの内容をこなせるのかと、時間外でやらないといけないことがいっぱいあるだろうと察します。</p> <p>そこで一つ気になるのは、事故などが起きた時の補償、あるいは保険がどうなっているかです。</p> <p>もう一つは、これは資格が必要になりますが、資格を取っただけで済まらずに、維持するためにそれなりの経費をかけるべきだと思います。例えば、何年かに一回講習会を受けなければならないといったように。そのあたりはどうするおつもりでしょうか。</p>
学校教育課参事	<p>一点目のその方のケガや事故につきましては、本市の会計年度任用職員の規則に沿って補償されることになっています。</p>
賀川委員	<p>本人以外にも、指導していた生徒が事故や怪我をした時に、指導責任を問われるという場</p>

賀川委員	合もありますから、大体指導者はそのような保険に入っているケースが多いのですが。
学校教育課参事	それにつきましては検討させていただきます。 それから二つ目の資格を維持するための経費は、こちらでは見込んでいません。
青地委員	それに付け加えての質問ですが、第9条のところに研修という項目があります。指導員は、教員免許を持っている人か、スポーツの指導者資格を持っている人のいずれかに該当する人ということですが、特に教員免許を持っていない人は、子どもたちとの接し方や、いわゆるハラスメントなどの観点で心配される部分もありますので、指導員向けの研修は必要だと思います。
学校教育課参事	4月当初に県が開催されている指導員向けの研修会があります。しかし、それだけでは十分ではないと思いますので、各学校の校長先生には、校長先生自らが指導員に研修する機会を持ってもらう、あるいは学校内で研修会を開催する時に、指導員も一緒に参加してもらうなどの工夫をしてくださいとお願いをしています。
教育長	よろしいでしょうか。
賀川委員	教員の場合は、業務の一部として保証されますが、外部指導者で、教員でない方にはそれがなく、全て自前でやらしてもらわなければならないというところが今後の課題かなと思います。かなりの部分で持ち出しになっているように思いますから、少しずつでも改善されることを期待したいです。
教育長	御意見、ありがとうございます。現実的に、部活動指導員に多くの方が入っていただくことは、現制度の下では正直言って難しいと思っています。ここはやはり制度部分をもう少し整備する必要があるのではないかと思います。 このような短時間の業務となりますと、リタイアされた方が中心になるかと思いますが、今後、そのような年齢層の方も減少傾向になることが予想されますことから、そこは改善していかなければならない部分だと思います。かといってこのような人材を活用していかないと、教員の働き方改革が繋がりませんので、これは現在の導入の中での要綱のスタートになりますけれども今後のことを考えるとさらに考えていく必要があるかと思っています。 他に御意見等はございませんでしょうか。それでは、議案第3号について御承認いただくということでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第3号 東近江市立中学校部活動指導員に関する要綱の制定について」は、原案の通り承認といたします。 続きまして、「3 協議事項」に移ります。まず、「永源寺相谷町在住児童の通学バス利用について」担当課から説明をお願いします。

教育総務課です。「永源寺相谷町在住児童の通学バス利用について」皆様に御協議いただきたく、提案します。

経緯としましては、基本的に山上小学校に通学する児童の内、佐目町より東に在住の児童については、通学距離4 kmを越えるため、通学バスを利用して登下校していますが、永源寺相谷町については、集団登校集合場所から山上小学校までの通学距離が3 km未満であるため徒歩で通学することになっています。

同地区からの通学路につきましては、添付の資料のとおり国道421号線を一部歩く必要があります。ところが、近年の国道421号線は、2011年の石樽トンネル開通以降、道路整備が進み、大型車を含む車両通行量が著しく増加しており、通学安全対策として道路沿いにグリーンベルトの設置はしていますが、住宅の存在等から一部区間では歩行可能部分が大変狭く、また、ガードレール等の歩行者防護柵もないので安全とは言い難い状況です。

また、当地区は、児童数が大変少なく、少人数での下校となっています。加えて、スクールガード等の担い手も少なく、大人による連日の随行も困難な状況です。

以上のようなことから、永源寺相谷町の保護者及び自治会から、国道421号線の歩道整備と、それが実現するまでの間の全学年の暫定的な通学バス利用許可の要望があり、皆様に協議をお願いすることになりました。

資料の中で、「東近江市立学校通学バス運行管理規則」を添付しております。それによりまずと、通学バスの利用規則として、「1学年又は2学年の児童にあつては片道3キロメートル以上、3学年から6学年までの児童にあつては片道4キロメートル以上のもの」としておりますので、先ほどの永源寺相谷町はこれには該当しません。しかし、資料の現況写真を御覧いただければわかりますように、グリーンベルトが引かれている所とガードレールの間がほぼ一人分のスペースにも満たないくらいの広さしかありません。そのため通学バスを利用させてほしいということです。

先ほどお話しさせていただいた経緯の中でも、永源寺相谷町より東に居住している児童については通学バスを利用していますが、最近、児童の数が増加傾向にあり、これに永源寺相谷町から通学する児童も乗るとなると現在運行しているバスの定員を超え、場合によっては、バスの大きさを大きくする必要性も出てくるかもしれません。

そのようなことも含めて、諸々の協議をさせていただいたところ、この通学バスの管理規則では、「公共交通機関のバスを利用できる者は、当該公共交通機関のバスの利用を優先するものとする」となっていますので、今現在は、登校時にちょこっとバスを使用していますが、下校時間帯にはちょこっとバスの便がありませんので、そこだけ通学バスを利用できればいいのではないかという結論に至りました。

そこで、今回、資料5の教育委員会への協議事項としまして、「通学の安全確保の観点から永源寺相谷町に在住する小学校第1学年から第6学年の児童について、次のとおり条件を付して限定的に通学バスの利用を許可してよろしいか。」ということで協議をお願いしたいと思います。

その条件としましては、

- (1) 永源寺相谷町在住児童の通学バスの利用は下校についてのみ認める。
- (2) 乗車可能人数に限りがあるため、転入等により安全な乗車が不可能な乗員数になった場合は、許可を取り消す。
- (3) ちょこっとバス政所線において、平成31年3月以前と同程度の下校時間帯の便（上

教育総務課長

り)の運行が再開された後は、通学バスの利用はできないものとする。
(4) 東近江市通学バス使用料条例に定めるとおり、通学バス使用料を毎月定められた日までに納付すること。
以上の4条件を付して通学バスの利用を許可したいと思い、御意見をお伺いします。

教育長

費用負担について、説明をしてください。基準以下なので、費用については本人負担であること、本人負担であれば、公共交通機関を使用してもよいと許可を出している地域があるという大前提の話を説明しておかないと今の説明だけではわかりにくいと思います。

教育総務課教
育総務係長

市内では、通学的手段として、徒歩通学以外に通学バスを利用されているケースが何校かあります。また一般の公共交通機関がある地域については、そのバスを使うということになっています。よって、公共交通機関がある場合は、先ほどから申し上げている通りそちらを優先して使ってもらおうということになります。

もし通学バスを利用するとすると、条例上費用が決まっています。基本的には、通学バスを往復利用する場合、月額2200円(8月を除く)、片道利用であればその半額の1100円を毎月支払うこととなっています。ただし、永源寺地区の場合は少し特殊で、へき地に該当しますので、佐目町以東の方は条例上無料と決まっています。

今回の永源寺相谷町に関しては、へき地には該当せず、条例にある3kmにも満たないですが、それを特殊事情で利用するということですので、無料とする訳にはいきません。そこで、ここでは通学バスの利用を認めるとしても、片道利用であれば月額1100円の費用負担はしていただくべきかと考えます。説明としては以上です。

教育長

ありがとうございます。大体の事情は御理解いただけましたでしょうか。

綾委員

「5.教育委員会への協議事項」の条件の(2)、乗車可能人数に限りがあるためと書かれている箇所、「安全な乗車が不可能な乗員数となった場合は、許可を取り消すことがある。」ということは、乗員数が増えて乗れなくなったら、また歩きなさいということなのかと、お金を払って乗っている児童と払わずに乗っている児童が混在していますが、それは地域で了解を得られているのかの、その2点についてお伺いしたいと思います。

教育総務課長

実は、この地域は昨年度までは、往復でちよこっとバスを使っていたいていましたが、今年度から乗る子どもさんがいなくなったので、その利用されていた時刻の便が廃止になりました。

しかし、来年度は、乗車予定の子どもさんが一定数おられますので、教育総務課としては、できるだけ早い時期にちよこっとバスの運行を再開してもらえるように公共交通会議に諮りたいと考えております。

そのような経緯があり、乗車定員の12名を越えたら乗れないということのを了承していただいた上で、暫定的に通学バスを利用することを許可させていただきたいというものです。

綾委員

前年度は、ちよこっとバスが通っていたが、利用者がいなくて廃止になりました。それが

綾委員	運行を再開して、確実に利用してもらえる確証はあるのでしょうか。
教育総務課長	<p>ちよこつとバスの再開をお願いする以上、必ず通学にちよこつとバスを利用してくださいとお願いをします。</p> <p>それに関連して、2枚目の資料、今後の児童生徒数推移（見込み）を御覧いただくと、永源寺相谷町の子どもは、来年度は2名ですが、その後、少しずつ増加することが予定されています。令和8年には6名になります。そうなりますと、もう通学バスに乗ってもらうことは不可能になるということも含めて説明していきたいと考えているところです。</p> <p>また、御質問いただいた使用料の件ですが、これは同じバスに乗っていただくわけですが、条件が全く異なりますので、そこは地域の方に理解していただかねばなりません。</p>
教育長	<p>御理解いただけましたでしょうか。では、「永源寺相谷町在住児童の通学バス利用について」担当課の案のとおり条件を付してバス利用を許可するという事で御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>ありがとうございます。続きまして、「東近江市文化財保護審議会への諮問について」担当課（歴史文化振興課）から説明をお願いします。</p>
歴史文化振興課長	<p>歴史文化振興課です。東近江市指定有形文化財（建造物）として、大塚町の八幡社本殿^{はちまんしゃほんでん}を新たに指定したいと考えております。</p> <p>八幡社本殿の正確な建築年代は不明ですが、建物に残る^{かえまた}墓股などの彫刻やその他の建築様式から室町時代（15世紀後半）の建築と考えられます。市内の未指定の神社建築の中では、昨年度指定いたしました山部神社本殿^{やまべじんしゃほんでん}と並んで最も古いものと思われ、中世の建築技法を表わす貴重な建物と言えます。</p> <p>このため、3月18日（水）に開催いたします東近江市文化財保護審議会に今年度の新文化財候補として諮問を行いたいと考えています。以上です。</p>
教育長	<p>説明が終わりました。これについて御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、令和元年度東近江市指定有形文化財候補として東近江市文化財保護審議会に諮問することとします。</p> <p>続きまして、市議会からの意見聴取について担当課から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課です。お手元に配らせていただいております資料の「条例案に係る意見聴取について」を御覧ください。令和2年3月議会に上程されております「東近江市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」市議会から意見の聴取を求められてお</p>

教育総務課長	<p>ります。この議案については、議案として提出されるに当たり、市長からも教育委員会に意見を求められており、前回の教育委員会定例会において協議をした結果、条例案の提出については異議が無いことを確認し、委員の皆様からいただいた意見を付して報告をしているところです。</p> <p>今回、「東近江市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」の概要については、「うるおいとにぎわいのあるまち東近江の実現を目指し、将来に向けた市政進展に、本市が有する貴重な資源の更なる有効活用を目指して、これまで教育委員会の事務分掌であったスポーツの推進及び文化財の保護活動に関する事務を市長部局に移管することにより、まちづくり等々一元的かつ効率的に執行することを可能とするもの」となっています。委員の皆様には再度ということになりますが、意見を求めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>説明が終わりました。これについては1月にも議論いただきました内容ですけれども、前回の意見をベースに他に御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。</p> <p>この件については、前回、特に教育委員会との連携、情報共有ということでお話を多くの方からいただきましたので、その部分については付記として付けさせていただきました。基本的には異議はないという考え方だと思いますが、また、今回新たに何か御意見がございましたらお出しいただきたいと思います。前回、議論いただいております内容と同様の形で報告させていただくということによろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>では、前回市長宛で報告させていただいた内容と同様の形で市議会にも報告させていただくということによろしくお願ひします。</p> <p>続ききまして、「4 報告事項」に移ります。「東近江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、担当課から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>【報告事項】といたしまして、「東近江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、市長が議会の同意を得て教育委員を任命するもので、昨日の3月市議会定例会の開会時に原案同意をいただきましたので御報告をいたします。</p> <p>篠原委員の任期は、令和2年3月24日から令和6年3月23日までの4年間となります。篠原委員におかれましては、引き続きよろしくお願い致します</p>
篠原委員	よろしくお願ひいたします。
教育長	<p>この件について御意見、御質問はございませんか。</p> <p>では、次に「福祉教育こども常任委員会協議会報告等について」、教育部から説明をお願いします。まず、学校教育課からお願いします。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>学校教育課です。GIGA スクール構想について説明いたします。</p> <p>資料にありますように、文部科学省が令和5年度までにすべての児童生徒に一人一台の端末</p>

管理監（学校教育担当）

（タブレット）の整備と、その使用に耐えられるイントラを整備（高速インターネット＜Wi-Fi無線ラン＞）をすることを「GIGAスクール構想」という形で求められています。東近江市としてもこの機会を活かして教育ICT整備を一層進める考えです。

まず、情報イントラ整備については、今年中に補正予算を組んで令和2年度中に市内31校に文部科学省が示している規格で整備を終える予定です。

次に、児童生徒一人一台の端末（タブレット）の整備については、国のロードマップでは令和2年度から令和5年度の期間で9学年分の整備を示していますが、東近江市として独自の整備計画を策定する必要があると考えています。課題としては、イントラ整備をはじめ多額の費用が必要になること、タブレットについては、今後の維持管理費（端末更新費用を含む。）について予算が必要でありそそのお金をどうするか課題となります。

学校現場の課題としては、一人一台端末（タブレット）の活用方法や端末の管理方法など課題となります。そのためにも、学校での一層のICTを活用することの推進と一人1台のタブレットを活用した授業の方法等について教育研究所やICT推進委員会等を中心に検討し研究をしていきたいと考えています。また、先生方へのタブレット利用等の研修も併せて実施していきたいと考えています

教育長

続いて、スポーツ課、お願いします

スポーツ課長

スポーツ課です。資料2ページ、「東近江市体育施設条例の一部を改正する条例案について」です。現状としましては、本市のスポーツ施設は、大部分を指定管理による管理運営を行っていますが、指定管理者の経営努力が発揮しにくくなっております。課題としましては、指定管理者が自主的な運営を行いやすく、経営努力のインセンティブを高め、施設のより効果的な活用が図れるよう利用料金制を選択できるようにするというものです。

取組としましては、条例の一部を改正し、第10条に利用料金を追加する。条例の改正内容としましては、4点ありまして、以下のとおりです。

- 1 利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 利用料金は、市が定める使用料の範囲内において、あらかじめ教育委員の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、周知しなければならない。
- 4 指定管理者は、公益上必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

以上のような改正内容になっています。

資料3ページ目です。現状としましては、「東近江市能登川スポーツセンターの体育館の移転新築に伴い、施設名称及び使用料等が定まっていない。」ことがあげられます。課題としましては、「名称を定める必要がある。冷暖房機能を持つ県内体育館を参考に、新築体育館にふさわしい使用料を定める必要がある。」

取組等としましては、条例の一部で、「東近江市能登川スポーツセンター」の名称を「東近江市能登川アリーナ」及び「東近江市能登川グラウンド」に変更する。

使用料については、改正前は体育館（2面）で1面1時間600円（1面とは、バレーボールコート1面を言う。）。これを改正後は、アリーナ（2面）1面1時間1,000円（1面とは、バスケットボールコート1面を言う。）に変更するものです。

スポーツ課長

この1面の単位の変更については、新体育館の競技スペースは、バスケットボールの公式試合2試合2面取れるということから、バレーボールコートよりコートサイズの大きいバスケットボールコートに変更した方が、施設の規模や、また利用者にわかりやすいと判断したため、バレーボールコート1面からバスケットボールコート1面という表現に変更しています。

そして、最後に「※冷暖房を使用する場合は、実費相当額を徴収します。」ということです。

次に、資料4ページ、「議会議決工事等進捗状況報告書（令和2年1月末現在）」についてです。

能登川スポーツセンター体育館移転新築工事については、建築工事の進捗率が23.81%、電気設備工事の進捗率が14.90%、機械設備工事の進捗率が18.41%となっています。現在建築工事は、土間工事が終わりました、1階躯体部分の配筋を今やっていますところです。来月は体育館上部の躯体の配筋にも取り掛かり、1階躯体部分のコンクリートの打設を行っていく予定です。以上です。

教育長

続いて、学校施設課から、お願いします。

学校施設課長

学校施設課です。それでは、お手元の報告事項資料5ページ、「議会議決工事等進捗状況報告書（令和2年1月末現在）」を御覧ください。

市立聖徳中学校大規模改修工事ともなう1月末の進捗率ですが、建築工事が2.16%、電気設備工事が0.79%、機械設備工事が0.89%です。

1月から普通教室棟の外部足場につきましては、土、日曜日を利用して設置を始めました。また、普通教室1室及び音楽室1室の内部を改修しています。

今後の予定としましては、引き続き普通教室1室及び音楽室1室の改修また外部足場の設置及び配管配線、既設配管の調査に取り掛かります。

続きまして、資料6ページを御覧ください。12月議会で契約議決の承認をいただきました蒲生西小学校大規模改修工事ともなう1月末の進捗率です。建築工事が1.20%、電気設備工事が0.80%、機械設備工事が1.0%です。1月は工程会議において打合せを行い校内の調査を実施しました。今後の予定としましては、現場事務所及び仮囲いを設置し外部足場の組立てを行います。児童の安全を確保し進めてまいります。以上、報告といたします。

教育長

では、教育委員会の報告が終わりましたので、ここで、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

賀川委員

能登川スポーツセンターの名称の件なのですが、「センター」がなくなって、「アリーナ」と「グラウンド」と、別の施設になるということでしょうか。

スポーツ課長

現状の能登川スポーツセンターという括りの中にある施設は、体育館とグラウンドだけです。しかし、本来スポーツセンターというと、総合的な施設というイメージなので、体育館とグラウンドだけということも考慮して、規模に見合った施設名に変更させていただこうという意図です。

綾委員	スポーツ課報告の資料の2ページで、「利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。」とありますが、今は、指定管理料を指定管理者に支払っていて、それを継続した上で、それにプラス利用料金も指定管理者の収入になるようにするということですか。
スポーツ課長	現状では、使用料は市の歳入になり、指定管理料として指定管理事業者に支払った上で運営管理をしていただいています。ケースによりますが、今回の改正で「利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。」とさせていただくのは、市が定める使用料の範囲内においてを指定管理者が利用料金を決めて、それを市の歳入ではなく指定管理事業者の収入とし、やればやるほど収入が増えるという形で運営することを可能とする制度です。
綾委員	その分については、今まである程度の実績があつて、その指定管理料から100%ではなくても多少なりとも経費を減少させるという考えはありませんか。
スポーツ課長	管理運営費の削減とサービス向上と考え方は二面ありまして、例えば、指定管理業務を経験豊富な民間業者がやることになれば、そのノウハウを生かしてサービス向上に努めてもらったり、講座を開催したりすることで利用者を増やし、収入を増やせるよう管理運営していただくと、管理運営費の削減に繋がると考えています。
綾委員	あともう一点、工事の件ですが、この進捗率と計画進捗率のところですが、確か、竣工時期は延びましたよね。
スポーツ課長	竣工時期は、契約上は3月末ですが、繰越明許費というものがあつて、3月末で終わらなければ、歳出予算を翌年度に繰り越し、議会議決により繰り越された時点で8月末までの期間延長の契約変更を考えています。
綾委員	そうしますと、それがこの進捗率と計画進捗率に反映されるのはいつになるのでしょうか。
スポーツ課長	3月末の時点で新しい計画進捗率になります。
賀川委員	<p>GIGA スクールのタブレットの件ですが、生徒個々にタブレットが貸与されることになった場合、生徒が進級する時は、最初に貸与されたタブレットをそのまま持って進級するのか、それとも、進級した後は、別のタブレットを貸与されることになるのか、どのような見通しになっていますか。</p> <p>と申しますのは、タブレットはパソコンもそうですが、使用していくに際して、例えば、OSの更新は比較的短いサイクルでありますし、使用していれば、個人の使用履歴やデータが蓄積されていきますが、それをどう処理するのか、また、それは本人の責任で行わせるのか、あるいは、途中でデータが破損した場合にどうするかなど、様々な課題が予想されますが、そういった課題の対応策は考えておられるのでしょうか。</p>

管理監（学校教育担当）	基本的に、生徒はタブレットを自宅に持ち帰らない。学校の教室に常に置いておく。内部のデータは別の媒体に保存し、タブレットの中には残さないということにしたいと考えています。使う時は、教室に置いてあるタブレットを使う。ですから、進級した場合でも、その教室にあるタブレットを使用するということになります。
賀川委員	機種をどうするか、リースにするか買取りにするか。リースなら常に最新機種が使用できるというメリットもある等々、色々なやり方があると思いますが、そのあたりはどうですか。
管理監（学校教育担当）	機種など具体的なことについては、まだ検討中です。とりあえずは、来年度にWi-Fi無線LANを1年間かけて整備し、それと並行して今後どうしていくか、さらに検討を重ねていこうと考えています。
綾委員	そのGIGAスクールについては、子どもたち一人ずつに配布はわかっていますが、教員にも一台ずつ配布されるのでしょうか。
管理監（学校教育担当）	このGIGAスクール構想に、教員のタブレットのことは全く含まれていないので、今後、整備を進めていく中で考えていくこととなります。現在、教員には市からパソコンが1台与えられていますが、それは校務用で、学習用とは別です。ですから、学習用パソコンを教室に1台ずつ置くべく、GIGAスクール構想とは別に投入を予定していますが、それはあくまで個人用ではなく、教室単位で1台置くという計画です。
教育長	元々、市から各教室に1台ずつ配置する計画はありましたが、今回の構想は、その先を越されたという感じです。
綾委員	LANシステムというのは教室単位のLANですか。
管理監（学校教育担当）	教室ではなく学校全体の無線LANです。各31校すべて、特別教室も無線LANが繋がる工事をします。ただし、職員室は別です。
綾委員	今、おっしゃった教室用のタブレットがあって、子どもたちのパソコンが、今のパソコン教室と同じイメージで一齐に同じ画面が見られるような感じなののでしょうか。
管理監（学校教育担当）	今は有線で一齐に使うと遅いので止まりますが、無線LANで見ることができるということになります。
教育長	導入については、タブレットは県が一括購入することになっていて、そこに市が希望する機種を申し出て、使用台数を伝えてその負担金を支払うという仕組みで、それがリースになるか買取りになるかは県が判断することになります。
賀川委員	ハード面はそのような形で計画されていますが、ある程度全部に配布となったときにへたするとようやく使いこなせるようになったときにはすべての機種が古くなって使い物にな

賀川委員	らないといったこともあったかと思うので、教員に対しての研修はお金と時間をかけないといけないと思います。
管理監（学校教育担当）	それは大きな課題です。
青地委員	新型コロナウイルスの件とも関連するかもしれませんが、子どもたちが登校できないこと態に陥った場合に、自宅でタブレットを使って学習することが論議されたりしています。これからは、そういう時代が来るかもしれません。そうした時に一部の環境でしか使えない、あるいは自宅に持って帰れないのでは、将来そういう時代が来た時に対応できませんから、そのあたりも視野に入れて導入を進めていく必要性も感じます。
教育長	<p>文科省の説明によりますと、自宅の学習に使うことも視野には入れていますが、持って帰らるか、帰らさないかは市町の判断に任せますということですので、慎重に検討していきたいと思います。</p> <p>続きまして、こども未来部 まずは幼児課から保育所の入所申し込みについて説明をお願いします。</p>
管理監（幼児担当）	<p>幼児課から、令和2年度入所申込数の状況について報告します。資料の7ページを御覧ください。令和2年4月の幼児施設の定数につきましては、1号認定は、1,905人で前年度より314人減少しています。2,3号認定は合計で2,715人と、前年度より47人の増加となっています。本年度で能登川ひばり保育園（定数120人）を廃止しますので、増加数としましては、47人となっています。</p> <p>次に令和2年度の入所申込数につきましては、1号認定の申込人数は1,185人で、前年度1,404人に対して219人減少しています。</p> <p>2号3号認定の申込人数は合計で3,017人、前年度2,792人に対して225人増加しています。無償化の影響もあり、例年5%程度の増加で推移しておりましたが、8%の増加となっております。</p> <p>入所選考につきましては、1月に1次選考を行い、現在2次選考を行っているところです。待機児童等につきましては、確定いたしましたら改めて御報告させていただきますのでよろしくをお願いします。</p>
教育長	次は、幼児施設課、お願いします。
管理監（幼児施設担当）	<p>幼児施設課です。議会議決工事等の進捗状況です。（仮称）市立永源寺幼児園（永源寺もみじ幼児園）の、令和2年1月末現在の進捗状況です。</p> <p>大兼工務店と契約している建築工事ですが、計画の進捗率が64.2%に対して進捗率は67.5%でした。今現在は、すでに80%を越えていて、足場の取り外しも終わり、壁面の色も現れ、屋根も完成しています。今は、内装工事に入っていて、保育室の床のフローリングも既に貼りあがっている状況です。</p>

**管理監（幼児
施設担当）**

壁面は、地元木材を使用したCLT工法で、壁が木で覆われていますが、一部消防法上、木だけでは駄目だという箇所は木の上に二枚重ねのボードを貼り付けて、避難の際に容易に煙が回らないようにしてあります。ただ、せっかく壁を木で覆っていますので、ボードを貼る箇所も、木目調のクロスにして、全く木と見分けがつかないようにしてあります。

また、外構工事につきましては、正面玄関の昇降口の所に、もみじ幼稚園の名前にちなんで、およそ4mの高さのもみじの木を平和堂様から1本寄贈していただいたので、これをシンボルツリーとして近日中に植樹する予定です。

また、以前、議員さんから、永源寺桜を植えてはどうかという御意見をいただきました。それにつきましては、ちょうど、もみじ保育園の方で以前商工会に植えていただいた永源寺桜が3本ありましたので、急遽それを移植しようということが決まりました。これにより、それらの木を駐車場周辺に植えることによって、四季の移り変わりを感じていただけるようになります。

教育委員の皆様には、4月4日の土曜日に竣工式の御案内をさせていただいておりますので、是非御出席いただいて、子どもたちの元気な歌声を聴いていただきたいと思っております。

教育長

報告が終わりました。これについて御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、「5 その他」に移ります。各課から報告をお願いします。

- 教育総務課・・・・・・・・・・令和2年度当初予算（案）の概要
- 学校教育課・・・・・・・・・・学校教育課だより
- 教育研究所・・・・・・・・・・教育研究所だより
- 生涯学習課・・・・・・・・・・報告事項
- 歴史文化振興課埋蔵文化財センター・・報告事項
- 歴史文化振興課博物館・・・・・・・・報告事項
- 図書館・・・・・・・・・・報告事項

教育長

ありがとうございます。各課からの報告について、御意見や御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、全体を通じまして、何かございますでしょうか。

**学校教育課参
事**

先ほど、賀川委員から御質問をいただきました、部活動指導員の部活動中の怪我の件ですが、これは教職員の指導中と同様に、スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象になります。先ほどの第5条で、部活動指導員は中学校の教育計画に基づき、中学校長の監督を受け職務を行うものとするということですので、中学校の教育計画に基づいて参加している場合に該当しますし、その中に、学校教育計画に基づくものなら、外部指導者による部活動も学校の管理下と認められますので、同じ様にスポーツ振興センターによる災害共済給付を受けられるとお答えさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。それでは、本日の予定はこれで終了となります。

次回の第3回定例会は、レジメにありますように令和2年3月23日（月）午後1時15分から、「市役所 東庁舎 A会議室」で開催いたしますので、よろしく申し上げます。

教育長

そして、第1回臨時会を3月16日(月)午前9時から、第2回臨時会を3月23日(月)定例会終了後、「市役所 東庁舎 A会議室」で開催いたします。第3回臨時会は4月1日(水)赴任式終了後、「てんびんの里文化学習センター」にて開催しますので、よろしく申し上げます。

また、令和2年第4回定例会につきましては、4月22日(水)・27日(月)・28日(火)AMのいずれかをお願いしたいと思いますが、委員の皆様(賀川委員以外)の御予定はいかがでしょうか。

各委員

(日程調整)

教育長

それでは、4月22日(水)の午後ということをお願いいたします。

その他、連絡事項等を事務局からお願いします。

事務局

(当面の予定 事務局)

教育長

以上をもちまして、令和2年第2回教育委員会定例会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

会議終了

午後3時15分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
